

介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める件

介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保や定着が難しく、運営に支障をきたす事態が深刻になっている。また、職員を募集しても応募がなく、公的に定められた人員配置基準を満たしたとしても、十分なサービスを提供するために最低限必要な職員数に満たない状態が続く事業所が多数存在するのが現状である。

令和4年6月分の賃金等を調査した厚生労働省の賃金構造基本統計調査では、医療・福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額25万7,500円で、全産業平均の34万100円と比べて、8万円を超える差がある。

現在、全ての都道府県での最低賃金の引き上げや大手企業を中心とするベースアップ等による賃上げが進む中で、介護職員等の賃金引き上げ率は他産業と比べ低調であり、賃金格差が縮まらない。

人手不足による過酷な労働と低賃金である状況が続けば、介護職員等の離職に歯止めがかからず、これに伴って、必要なサービスの提供ができなくなる上、施設の運営も困難となってしまう。こうしたことから、令和6年度に行われる介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定では、物価高騰、最低賃金引き上げ等の事情を踏まえた処遇改善等を行い、さらに、こうした処遇改善等が適切に介護職員等の賃金等に反映されるべきと考える。

よって、国会及び政府におかれては、介護・障害福祉分野において、処遇改善支援事業を早期に拡充するとともに、令和6年度の介護報酬等の改定において適切な処遇改善等を行うことに加え、各事業所において当該処遇改善等が介護職員等の待遇に反映されるよう働きかけることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年12月21日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官 様

仙台市議会議長 橋本啓一